

第7章 戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する 対応方針

圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価報告書についての知事意見(平成22年6月22日)及び知事意見に対する対応方針は、以下に示すとおりである。

知事意見	対応方針
<p>1 計画の基本的な枠組みについて</p> <p>(1) 第5次幸手市総合振興計画策定時において、計画地を農地から工業団地に転換することに対して住民等が示した反応や市としての合意プロセスの概要を示すこと。また、この計画に対する周辺住民の関心を高めるための方策を検討すること。</p>	<p>第5次幸手市総合振興計画基本構想において、今後の市域の土地利用の構想を定めており、工業団地計画地周辺を工業系ゾーンと位置付けている。</p> <p>この総合振興計画の土地利用構想については、庁内土地利用計画策定検討委員会及び市民検討会議における検討結果やパブリックコメントの意見、幸手市総合振興計画審議会からの答申を受け、策定されたものである。</p> <p>住民等からの反応としては、雇用の創出や税収確保の点から工業系の土地利用に期待しているというものであった。</p> <p>工業団地計画地では、地権者による協議会が設立されており、市からの情報提供や意見交換などが行なわれている。</p> <p>その他、平成22年2月より市HPにて、工業団地計画について、情報を発信している。</p> <p>今後も市広報紙等を活用し、継続的に情報を発信していく。</p> <p>戦略アセス報告書説明会を4市町4会場にて実施したが、説明会等については、今後も必要に応じて実施を検討する。</p>
<p>(2) 工業従業人口の目標について、この目標を設定するための根拠とした資料及び考え方の検討経緯について示すこと。</p>	<p>平成17年度国勢調査資料より、幸手市の完全失業率は約7.5%に達しており、労働力人口約30,000人に対し、2,300人弱の完全失業者数となっている。この失業率は埼玉県全体の約5.7%に比べ大きく、近年、その差は拡大の方向に推移している。</p> <p>幸手市としては、新たに工業団地を整備し、企業を誘致することで、就業先を創出し、市内完全失業者の雇用機会の向上を図っていくことを目標としている。また、併せて、市内の次世代兼業農</p>

知事意見	対応方針
	<p>家に対する市内就業先を確保することにより、長期安定的な農業経営環境が維持されていくことを期待している。</p>
<p>(3) 土地利用フレームにおける業種毎の土地利用比率及び従業員人口密度について、企業の進出意欲等の需要を勘案して設定した数字であることを明らかにするため、これらの数字を設定するに至った考え方と、この考え方を裏付ける計画等策定者の一連の取組内容及び経緯を示すこと。</p>	<p>幸手市では国勢調査の結果等から想定した完全失業率より2,300人を新たな創出雇用数としたうえで、工業統計調査、事業所・企業統計調査及び埼玉県企業立地状況を参考に、業種ごとに従業員原単位を製造業70人、流通業30人、研究施設100人と予想し、また、現在までの企業の進出ニーズとして、利用希望面積ベースで製造業80%、流通業13%、その他7%を参考として、創出雇用数に見合う土地利用フレームを検討した。</p>
<p>2 自然環境への配慮について</p> <p>『水と緑にネットワークされた「緑の中にある」産業団地づくり』を目標とするにあたり、法令等を根拠にした機械的な緑地確保だけでなく、事業性とのバランスがとれる限りにおいて緑地の確保に配慮すること。また、農村田園環境と工業団地の調和の在り方についてさらに検討を行い、検討により得られたコンセプトを積極的に発信するよう努めること。</p>	<p>工場立地法等に基づく緑地の確保に加え、地区計画制度による樹木の高さや地域に馴染む樹種への誘導等により、地区の外周部等の緩衝緑地帯を埼玉の原風景である屋敷林のイメージとし、周辺の既存緑地との融和を図り、緑地によるネットワークの構築に努める。</p> <p>また、建築物の高さ制限を設けることにより、周辺田園環境への圧力を軽減し、優良な景観の保護及び誘導を図る。</p>
<p>3 温室効果ガスについて</p> <p>温室効果ガスの予測・評価に当たっては、一層の排出削減が求められている現状を十分に認識し、現実に沿ったより具体的な予測・評価を行うこと。</p>	<p>温室効果ガスの排出量の予測・評価は、工事計画（樹木伐採等）及び事業計画に基づき、活動量当たりの排出原単位に活動量を乗じる方法、吸収源の変化量の予測は、工事計画（樹木伐採等）及び事業計画（緑地整備等）に基づき、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源の変化を明らかにする方法を予定している。</p> <p>温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量算定ガイドライン」（平成22年3月、埼玉県）、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン」（平成22年3月、埼玉県）を参考とする。</p>